

一般社団法人日本臨床宗教師会 資格制度細則

(主旨)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

(資格認定委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(資格の名称)

第4条 本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

(資格認定条件①)

第5条 臨床宗教師研修修了者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学籍、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 日本臨床宗教師会認定の臨床宗教師研修プログラム修了証の写し

(5) 日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証： 継続フォローアップ研修

参加 1 回、会話記録検討 1 回

(6) 日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(7) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(臨床宗教師研修修了者)

第 6 条 本細則における「臨床宗教師研修修了者」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に登録された教育プログラムを修了した者を指す。

(資格認定条件②)

第 7 条 臨床宗教師研修を修了していない臨床宗教師に類する 300 時間以上の臨床経験のある者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 臨床経験を証明する書類： 臨床実績を明記した医療福祉機関等の責任者による推薦書。

(5) 所属する各地の臨床宗教師が主催する継続研修受講修了証： 継続フォローアップ研修参加 1 回、会話記録検討 1 回

(6) 日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(7) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(資格認定の費用)

第8条 本細則の第5条及び第7条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。

(資格の更新)

第9条 本細則の第5条及び第7条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は別表に記す。

(1) 日本臨床宗教師会認定の倫理講習会の受講証明書：2単位

(2) 日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証： 継続フォローアップ研修参加3回、会話記録検討3回、活動記録検討3回。

(3) スピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書：3単位。写しでも可。

(資格更新の費用)

第10条 本細則の第9条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

(資格認定証の授与)

第11条 資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

(細則の改定)

第12条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、平成30年3月5日より施行する。
2. ただし、第7条(5)は平成30年3月7日より施行する。